

肥料販売業者の皆さんへ

大阪府環境農林水産部

I 販売に関する届出について

1 新規届出…肥料販売業務開始届出書の提出

大阪府内において肥料を販売する場合は、その営業所（事業所）ごとに次のとおり知事に届け出てください。

(1) 提出期限

販売業務を開始した日から起算して 14 日以内

(2) 提出書類等

①所定の届出書 2 部

②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書 1 部、個人の場合は住民票 1 部

※ いずれも発行後 3 ヶ月以内のもの。コピーも可。

③返信用封筒（返信先を明記してください。）

④返信用切手（封筒に貼り付けてください。）

2 変更の場合…肥料販売業務開始届出事項変更届出書の提出

届出内容に変更が生じた場合は、その営業所（事業所）ごとに次のとおり知事に届出を行ってください。

(1) 提出期限

変更が生じた日から起算して 14 日以内

(2) 提出書類

①所定の届出書 変更の場合 2 部、廃止の場合 1 部

②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書 1 部、個人の場合は住民票 1 部

※ いずれも発行後 3 ヶ月以内のもの。コピーも可。

③返信用封筒（返信先を明記してください。）

④返信用切手（封筒に貼り付けてください。）

3 廃止の場合…肥料販売業務廃止届出書の提出

業務を廃止した場合は、その営業所（事業所）ごとに次のとおり知事に届出を行ってください。

(1) 提出期限

廃止した日から起算して 14 日以内

(2) 提出書類

①所定の届出書 1 部

②お手元に保管中の既届出書副本

4 届出の窓口

営業所（事業所）が、大阪府内（池田市、泉佐野市、寝屋川市、箕面市、高石市、泉南市、阪南市、門真市、熊取町、田尻町、岬町を除く。[※]）にある場合は、大阪府に該当営業所（事業所）の届出を行ってください。

大阪府への提出先及び問い合わせ先		
大阪府環境農林水産部農政室推進課地産地消推進グループ		
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16		
大阪府咲洲庁舎22階		
TEL：06-6210-9590		
FAX：06-6614-0913		

● なお、府庁ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/> からダウンロードできます。

※ メインページの中の「手続・催し総合案内」のコーナーの「申請・届出」のボタンをクリックすると、「申請・届出等のご案内」（ピピっとネット）のページに移動します。同ページの「名称や案内番号でさがす」の検索枠に「肥料販売」と入力して「検索」ボタンを押すと、「肥料販売届」のページが表示されます。

※営業所（事業所）が、池田市、寝屋川市、箕面市、高石市、門真市にある場合は、その営業所（事業所）の住所地の市に、営業所（事業所）が泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町にある場合は、泉佐野市に該当営業所（事業所）の届出を行ってください。

池田市	まちづくり推進部 農政課	072-754-6152
寝屋川市	まちづくり推進部 産業振興室	072-824-1181
箕面市	みどりまちづくり部 農業振興室	072-724-6728
高石市	政策推進部 経済課 農水振興係	072-275-6179
門真市	市民文化部 産業振興課	06-6902-5966
泉佐野市	生活産業部 農林水産課	072-463-1212 (内線 2203,2204)

Ⅱ 販売にあたっての注意事項

1 肥料の表示について

普通肥料については、保証票（成分等の品質表示）の表示が義務づけられています。また、特殊肥料のうち、堆肥及び動物の排泄物については、特殊肥料の品質表示基準に基づく表示を行わなければなりません。

（補足説明）

(1) 普通肥料の保証票は、①生産業者が肥料を生産したとき、②輸入業者が肥料を輸入したとき、又は、③販売業者が肥料の入った袋などを開いたとき、肥料を詰め替えたとき、バラの肥料を袋などに詰めたときに、それぞれ表示しなければならないことになっています。（①は「生産業者保証票」、②は「輸入業者保証票」、③は「販売業者保証票」という標題です。）

(2) 同様に、特殊肥料の堆肥と動物の排泄物についても、①生産業者、②輸入業者、又は、③販売業者が、上記と同じ区分でそれぞれ品質表示をしなければならないことになっています。（いずれの場合も「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示」という標題です。）

なお、その他の特殊肥料（堆肥と動物の排泄物以外）については、品質表示は義務化されていませんが、国の指導により所定事項の表示を行うことが要請されています。

2 帳簿の備え付け等について

肥料の販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を購入し、又は生産・輸入・販売業者に販売したときは、その都度、名称、数量、年月日及び相手方の氏名を記載した帳簿を作成し、2年間保管しなければなりません。

肥料の生産・輸入業者にあっても、同様の義務が課せられています。

肥料販売業務開始届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

名称及び代表者氏名
ふりがなを記入のこと

電話番号

下記のとおり肥料の販売業務を営みたいので、肥料の品質の確保等に関する
法律第 23 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所
- 2 販売業を行う事業場の所在地
- 3 本府内にある保管する施設の所在地

肥料販売業務調書（肥料販売業務開始届、同届出事項変更届添付用）

営業所	〒			
	TEL			
支店・出張所（府内のみ）				
卸・小売等の別		製造 ・ 卸 ・ 小売		
事業内容・他の取扱い資材				
営業区域				
肥料仕入先 （卸・小売のみ記入、生産業者・輸入業者は不要）	業者名			
	受理番号			
肥料販売開始年月日		年 月 日		
営業所所在地略図（最寄りの駅から）				

（※ 地図は別紙でもかまいません。）

肥料販売業務開始届出書

年 月 日

大阪府知事 様

※作成日を記入してください。

住 所 大阪市中央区大手前2-1-22

株式会社 ^{おおさかや}大阪屋

氏 名 代表取締役 ^{おおさか}大 ^{たろう}阪 太 郎

名称及び代表者氏名
ふりがなを記入のこと

電話番号 06-6941-0351

下記のとおり肥料の販売業務を営みたいので、肥料の品質の確保等に関する
法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

株式会社 大阪屋

大阪市中央区大手前2-1-22

2 販売業を行う事業場の所在地

株式会社 大阪屋 羽曳野支店（羽曳野市尺度442）

3 本府内にある保管する施設の所在地

株式会社 大阪屋 羽曳野支店（羽曳野市尺度442）

肥料販売業務調書（肥料販売業務開始届、同届出事項変更届添付用）

営業所	〒 583-0862	羽曳野市尺度 4 4 2		府内に有る営業所所在地を記入してください。
	TEL 0729-57-0520	株式会社 大阪屋 羽曳野支店		
支店・出張所（府内のみ）		茨木市、八尾市、富田林市、岸和田市		該当するものに○をしてください。
卸・小売等の別		製造 ・卸 ・ <u>小売</u>		
事業内容・他の取扱い資材		農薬・種苗・園芸資材		農薬を販売する場合は、別途農薬販売届出書の提出が必要です。
営業区域		大阪府内		
肥料仕入先 （卸・小売のみ記入、生産業者・輸入業者は不要）	業者名	△△化学		
	受理番号	〇〇〇〇		
肥料販売開始年月日		×年×月×日		
営業所所在地略図（最寄りの駅から）				

（※ 地図は別紙でもかまいません。）

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

名称及び代表者氏名
ふりがなを記入のこと

電話番号

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更した年月日
- 2 変更した事項
- 3 変更した理由

肥料販売業務調書（肥料販売業務開始届、同届出事項変更届添付用）

受理番号			
営業所	〒		
	TEL		
支店・出張所（府内のみ）			
卸・小売等の別		製造	・卸 ・小売
事業内容・他の取扱い資材			
営業区域			
肥料仕入先 （卸・小売のみ記入、生産業者・ 輸入業者は不要）		業者名	
		受理番号	
肥料販売開始年月日		年 月 日	
<u>営業所所在地略図（最寄りの駅から）</u>			

（※ 地図は別紙でもかまいません。）

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

※作成日を記入してください。

大阪府知事 様

住 所 大阪府中央区大手前2-1-22

株式会社^{おおさかや}大阪屋

氏 名 代表取締役 ^{おおさか たろう} 大阪 太郎

名称及び代表者氏名
ふりがなを記入のこと

電話番号 06-6941-0351

さきに ● 年 ● 月 ● 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

○ 年 ○ 月 ○ 日

2 変更した事項

(例)

販売所の名称変更	⑧ △△店	⑨ ○○店
及び所在地の変更	△△市○○町××番地の1	○○市××町△番地

3 変更した理由

販売所移転のため

肥料販売業務調書（肥料販売業務開始届、同届出事項変更届添付用）

受理番号		〇〇〇〇
営業所	〒 583-0862	羽曳野市尺度 4 4 2
	TEL 0729-57-0520	大阪屋 羽曳野支店
支店・出張所（府内のみ）		茨木市、八尾市、富田林市、岸和田市
卸・小売等の別		製造 ・ 卸 ・ 小売
事業内容・他の取扱い資材		農薬・種苗・園芸資材
営業区域		大阪府内
肥料仕入先 （卸・小売のみ記入、生産業者・ 輸入業者は不要）	業者名	△△化学
	受理番号	〇〇〇〇
肥料販売開始年月日		×年×月×日
営業所所在地略図（最寄りの駅から）		

府内に有
る営業所
所在地を
記入して
ください。

農薬を販売する場合は、別途農薬販売届出書の提出が必要です。

地図は、別紙
の添付でもか
まいません。

肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

名称及び代表者氏名
ふりがなを記入のこと

電話番号

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を 年 月 日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

※作成日を記入してください。

大阪府知事 様

住 所 大阪市中央区大手前 2-1-22

株式会社 ^{おおさかや}大阪屋

氏 名 代表取締役 ^{おおさか}大 ^{たろう}阪 太 郎

名称及び代表者氏名
ふりがなを記入のこと

電話番号 06-6941-0351

さきに ○ 年 ○ 月 ○ 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出た肥料販売業務を △ 年 △ 月 △ 日に廃止したので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

※以下の例のように、廃止した販売所を記載してください。

●廃止した販売所

〒 583-0862 羽曳野市尺度 4 4 2 羽曳野支店

(通算受理番号 : ▲▲▲▲)